

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年2月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成18年度における職員の懲戒内容及び職員一覧表」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成19年3月13日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成18年8月31日付け及び平成18年11月30日付け報道資料」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、行政文書の全部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成18年8月31日付け及び平成18年11月30日付け報道資料を開示されているが、その都度すべての懲戒についての開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

報道資料のみが懲戒ではなく、文書注意等いろいろな処分がされている。その都度の開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

#### 1 行政文書の特定について

異議申立人が本件開示請求を行った際、行政文書開示請求書にある「平成18年度における職員の懲戒内容及び職員一覧表」の趣旨は、平成18年度に行われた職員に対する懲戒処分の内容とその懲戒処分を受けた者の氏名であることを、人事課職員が異議申立人に確認した。

この確認された内容に基づき、実施機関として「平成18年8月31日付け及び平成18年11月30日付け報道資料」を特定したものである。

#### 2 懲戒処分及び注意喚起措置について

懲戒処分とは、当該公務員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するために課せられる戒告、減給、停職及び免職の制裁処分であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条を根拠としている。

これに対し、注意喚起措置とは、職員の規律違反の責任を確認し、職員に注意を与え、将来を戒めるものとして行われる訓告、厳重注意、文書注意等の措置である。

#### 3 懲戒処分及び注意喚起措置の公表について

人事課で所管する懲戒処分及び注意喚起措置については、氏名等の個人を特定できる事項を除いて、その内容等を原則として公表している。

ただし、職務上の非違行為（非違行為の関係者のプライバシーを保護する必要がある場合を除く。）は原則として、職務外の非違行為であっても社会的影響が大きく公表すべきと判断した場合は例外として、氏名等についても公表することとしている。

#### 4 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立ての理由として、「報道資料のみが懲戒ではなく、文書注

意等いろいろな処分がされている。その都度の開示を求める。」との主張を行っている。しかし、本件処分が開示した平成18年8月31日付け報道資料にもあるように、訓告、嚴重注意、文書注意の地方公務員法の規定によらない注意喚起についても公表をしており、異議申立人の主張は論理性を欠くものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

### 2 行政文書の特定について

異議申立人は、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、それらの文書は作成しておらず、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書のみであると主張しているため、以下検討する。

懲戒処分とは、公務員の秩序関係を維持するために、実施機関が、職員に対し、その秩序を乱す法定事由（地方公務員法第29条第1項各号）に該当する場合に科す戒告、減給、停職及び免職の制裁処分である。なお、実施機関が行う訓告、嚴重注意、文書注意等の措置は、地方公務員法に基づく懲戒処分ではない。

実施機関の説明によると、懲戒処分について、氏名等の個人を特定できる情報を除いて、その内容等は原則として公表しており、平成18年度に行った懲戒処分は、本件行政文書により公表したものがすべてであるとのことである。また、懲戒処分のみならず、訓告等の措置についても、氏名等の個人を特定できる情報を除いて、その内容等は原則として公表しており、現に本件行政文書により公表していることが認められる。

そうすると、本件行政文書以外には平成18年度における懲戒処分の内容等を示す文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、その他の文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書のみであるとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

### **3 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年10月10日 (第119回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成19年11月 7日 (第120回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理